



ケアマネの皆様や、
ケアマネを目指す方へ

令和7年度

介護支援専門員等研修 受講費補助金のお知らせ

中種子町では、介護保険制度を支える介護支援専門員等の確保のため、研修受講料を補助する制度を創設しました。介護支援専門員等の各種研修（更新等含む）を受講予定の方の応募をお待ちしております。

1 介護支援専門員とは

要介護者や要支援者の方の相談や心身の状況に応じるとともに、介護サービスを受けられるようにケアプランの作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う介護保険に関するスペシャリストです。



2 補助対象費用について

研修受講料及びテキスト代の全額

※ そのほかの交通費や宿泊費，通信費等は対象外です。

3 補助対象者

次の(1)～(4)の要件のいずれにも該当する常勤職員又は非常勤職員の方。

(1) 本町に住民登録があり，町内の介護施設等に介護支援専門員等として勤務しているまたは勤務予定の方で，次のアからカの研修について令和7年4月1日以降に受講を開始し，修了した方。

ア 介護支援専門員実務研修

イ 介護支援専門員再研修

ウ 介護支援専門員更新研修

エ 介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ若しくは専門研修課程Ⅱ又はその両方）

オ 主任介護支援専門員研修

カ 主任介護支援専門員更新研修

(2) (1)の研修修了日から3年以上継続して町内介護施設等で勤務する予定である，または3か月以内に町内の介護施設等で勤務を開始し，3年以上継続

- して勤務する予定であること。
- (3) 介護施設等の運営法人に直接雇用されていること。
 - (4) 町税等の滞納がないこと。

4 申請期限及び提出書類

3(1)の研修修了日から150日以内または、令和8年3月27日(金)のいずれか早い日までに、次の(1)～(8)の書類等を提出してください。

- (1) 中種子町介護支援専門員等研修受講費補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 介護支援専門員等の資格を有する者であることを証する書類の写し
- (3) 研修を修了したことを証する書類の写し
- (4) 研修の費用を支払ったこと及びその金額が分かるもの
- (5) 勤務証明書(第2号様式)
- (6) 誓約書(第3号様式)
- (7) 町税等の滞納がないことを証する書類
- (8) 上記のほか、町長が必要と認める書類

5 補助金の交付時期

4の申請の提出後、おおむね1か月以内に口座振込の方法で交付します。なお、提出書類の不備があった場合、交付が遅れる場合があります。

6 注意事項

- (1) 交付申請書や誓約書など関係書類の内容をよく御確認いただき御了承の上、申請をしてください。
- (2) 補助金の交付後であっても、申請の内容に偽りやその他不正があった場合や本補助金の対象となった研修修了後、勤務期間が3年未満となった場合は、補助金決定の取消及び返還を求めることがあります。
- (3) 補助対象の研修受講料に対し、ほかの支援金等を受けている場合、その額を差し引いた額を交付します。



お問合せ及びお申込み先



〒891-3692 鹿児島県熊毛郡中種子町野間5186番地
中種子町地域福祉課介護保険係 電話：0997-27-1111(内線293)
Eメール：naka-kaigo@town.nakatane.kagoshima.jp

